

**物品・役務****入札注意事項**

1. 次の各号に該当する入札は無効とする。なお、(2)に該当する場合は、原則として指名替えを行うものとする。
  - (1)入札者として資格のない者のした入札(指名通知後、落札決定までの間に、白杵市物品等供給契約に係る指名停止基準(以下「基準」という。)に基づく指名停止措置要件に該当するに至った者を含む。)
  - (2)談合を行ったと認められる者のした入札(談合情報と落札予定者が一致している場合で、次の①から③のいずれかに該当する場合は、原則として談合があったものと認定する。)
    - ① 落札予定金額(率)が入札結果と一致している場合
    - ② 入札結果の落札予定金額(率)との差額が僅少で、入札結果に不自然な事実がある場合
    - ③ その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合
  - (3)同一の入札について二以上の入札等意思表示をした者の入札
  - (4)同一の入札について二以上の入札者の代理人となった者のした入札
  - (5)紙入札の場合における入札書の金額表示を改ざんし、又は不正な訂正をした入札
  - (6)入札金額、くじ番号、住所、氏名、押印その他入札要件を認定し難い入札
  - (7)事前に契約担当者の承諾を得ていない場合の郵送による入札
  - (8)市長が指定する認証方法を用いない者のした入札
  - (9)契約担当者の使用に係る電子計算機に到達した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札
  - (10)錯誤等による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
  - (11)その他、入札執行時に提示される仕様書や本書などにより指定された事項や入札条件に違反した入札
2. 指名通知後における落札決定の取消し又は契約解除の取扱い
  - (1)指名通知後、契約締結までの間に、落札者が基準に基づく指名停止措置を受けた場合(基準に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む。)等競争参加者としての資格を満たさなくなった場合は、落札決定を取消すものとする  
また、契約締結後に当該事実が判明した場合は、契約の解除を行うことができるものとする。  
この場合、契約担当者は、落札決定の取消又は契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
  - (2)落札者は、指名通知後、基準に基づく指名停止措置要件に該当するに至った時は、契約担当者へ速やかに申し出ること。
3. 入札回数は1回とし、入札者がいない場合は指名替もしくは仕様設計変更による更改入札を行い、指名競争入札で入札者が1者のみの場合は入札を取り止めて地方自治法施行令

第 167 条の 2 第 1 項 8 号の規定により随意契約又は、指名替に移行するものとする。

予定価格超過による不落札の場合は、電子入札システム等で入札参加者へ即時通知し、2 回まで再入札を行うので、開札予定当日には対応可能な状態で待機すること。また、複数の落札候補者が生じる同価の入札があった場合は、くじ引きにて落札者を決する。なお、くじ引きについての辞退は認められない。

4. 電子入札システムの設計図書等閲覧機能により入札までに必ず設計書等の閲覧を行うこと。なお、この閲覧により発注担当課での閲覧は不要とする。
5. 最低制限価格等の取扱い  
物品及び役務委託契約においては、最低制限価格制度の適用対象としない。
6. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を持って落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 指名を受けた者は、入札書提出締切期限までは、いつでも入札を辞退することができる。また、辞退を理由として以後の指名等について不利益な扱いを受けるものではない。
8. 入札を辞退する者は、辞退届を提出すること。(電子入札システムによるものも可)
9. 電子入札システムに入力後、入札金額の訂正はできない。また、入札金額入力後の辞退は認めない。
10. 電子入札において紙での入札を行う必要が生じた場合は、入札書提出締切日時までに紙入札方式参加届出書を提出すること。
11. 電子入札において紙での入札を認められた者は、必要に応じて開札時に立会を行うこと。なお、代表者以外が立会を行う場合は委任状を提出後、立会を行うこと。
12. 電子入札の開札において立会を希望する入札参加者は、入札書提出締切日時までに申し出ること。
13. その他、電子入札の取扱いについては、臼杵市電子入札運用基準によるものとする。